

〈参照〉災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)、静岡市災害救助法等施行細則

1 適用手続

市長は、本市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法に基づく救助実施市の長として同法の適用を決定し、その旨を公示するとともに、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

2 適用基準

災害救助法の静岡市内における適用基準は次のとおり。

(1) 災害が発生した段階の適用

ア 住家等への被害が生じた場合(法施行令第 1 条第 1 ～ 3 号)

(ア) a 市内において 150 世帯以上の住家が滅失したこと。

b 葵区、駿河区又は清水区において 100 世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみ適用する。

(イ) 上記(ア)には達しないが、静岡県下において 2,500 世帯以上が滅失し、かつ、市内において 75 世帯以上又は各区のいずれかにおいて、50 世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。

(ウ) 静岡県下において 12,000 世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内における被害世帯数が多数であること。

(エ) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき

「特別の事情」とは次の 2 つの場合

a 食品・生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合

b 被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

イ 生命又は身体への危害が生じる場合(法施行令第 1 条第 4 号)

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、次の基準に該当するとき。

(ア) 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合

(イ) 被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合 (例) 東海村臨界事故<平成 11 年>、有珠山噴火災害<平成 12 年>

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用(法第 2 条 2 項)

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

3 被害程度の認定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、全壊、全焼、流失世帯は滅失世帯とし、半壊、半焼等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもってそれぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定 → (参考) 被害程度の認定基準表のとおり。

ア 全壊、全焼、流出

イ 大規模半壊

ウ 中規模半壊

エ 半壊、半焼

資料編 6－1

オ 準半壊

カ 床上浸水

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内であっても生活の実態が別の場合は2世帯とする。マンションのように1棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれの世帯をひとつの世帯とする。寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その共同体をもって1世帯とする。)

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4 救助の内容

(1) 救助の種類(災害救助法第4条関係)

救助は現物によって行うことが原則であるが、市長が必要であると認めた場合においては救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給して行うことができる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
避難所の設置 (法第4条第1項)	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	1人1日あたり370円以内 対象経費：避難所の設置(設置のための要員・資材の輸送費を含む)、維持管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。 加算額：福祉避難所(高齢者、障害者等であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合、上記金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 ※被災者自身及び誘導のための要員・資材等、被災者の避難のための輸送費は別途計上する(原則として市長等により避難指示等が発表された場合、または当然避難を要する状況にある場合の避難が対象)	災害発生の日から7日以内

資料編 6 - 1

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	1人1日あたり370円以内 対象費用：災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議が必要。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)
応急仮設住宅の供与	災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	(建設型) 1戸あたり7,259,000円以内 ※仮設住宅の設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等一切の経費を含む ※同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる ※高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる (賃貸型) 地域の実情に応じた額 ※家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの ※供与期間は建設型、賃貸型とも最長2年	災害発生の日から (建設型) 20日以内着工 (賃貸型) 速やかに提供
炊き出し その他による 食品の給与	避難所に収容された者 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1,480円以内/人・日 対象経費：主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費 ※食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)	災害発生の日から 7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費 対象経費：水の購入費、給水・浄水に必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品・資材費 ※飲料水・飲料水を確保するために行う各種処理に必要な要員・機械・器具・資材の輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上する	災害発生の日から 7日以内

資料編 6 - 1

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
被服・寝具 その他 生活必需品の 給与又は貸与	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することが出来ず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	全壊・全焼・流失又は半壊・半焼・床上浸水の別、 夏季・冬季の別、世帯人員に応じ定められた金額の範囲内 例 1人世帯 6,900 円～34,700 円 2人世帯 9,200 円～44,800 円 3人世帯 13,800 円～62,500 円 ※備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ※現物給付に限る	災害発生の日から 10 日以内
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具修繕等の実費 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内 ※患者や救護班の輸送費は別途計上する	災害発生の日から 14 日以内
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者を含む）	救護班等：使用した衛生材料等の実費 助産師：慣行料金の 80/100 以内の額 ※妊婦や救護班・助産師の輸送費は別途計上する	分娩した日から 7 日以内
被災者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費 対象経費：舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費 ※被災者の輸送費・賃金職員等雇上費は別途計上する ※期間内に生死が明らかにならない場合は、以降「死体の捜索」として扱う	災害発生の日から 3 日以内
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）	①災害時要配慮者に関する情報の把握 ②災害時要配慮者からの相談対応 ③災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 ④災害時要配慮者の避難所への誘導 ⑤福祉避難所の設置 上記①から④までについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費 上記⑤については、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費	災害発生の日から 7 日以内
被災した住宅の 応急修理 (住家の被害の 拡大を防止する ための緊急の 修理)	住家が半壊・半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1 世帯当たり 56,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内

資料編 6 - 1

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
被災した住宅の 応急修理 (日常生活に必要な最小限の部分の修理)	1 住家が半壊・半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊・半焼した者	①大規模半壊・中規模半壊又は半壊・半焼 ：757,000 円以内／世帯 ②半壊・半焼に準ずる程度の損傷（準半壊） ：367,000 円以内／世帯 ※居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分 ※1 世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額	災害発生の日から 3 か月以内 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内)
学用品の給与	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具・通学用品： 小学校児童 5,800 円以内／人 中学校生徒 6,100 円以内／人 高等学校等生徒 6,600 円以内／人	災害発生の日から ①教科書・教材： 1 か月以内 ②文房具・通学用品：15 日以内
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして、実際に埋葬を実施する者に支給	大人（12 歳以上） 239,400 円以内／体 小人（12 歳未満） 191,500 円以内／体 対象経費：棺（付属品を含む）、埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む）、骨壺及び骨箱 ※遺族がいないか、混乱期等のため遺族が埋葬を行うことが困難な場合（要緊急避難、火葬場等が被災して使用不可、棺等必要な物資が入手不可等）に実施する	災害発生の日から 10 日以内
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費 対象経費：舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費、購入費、修繕費、燃料費 ※死体の輸送費・賃金職員等雇上費は別途計上	災害発生の日から 10 日以内
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理をする（埋葬を除く）	①洗浄、縫合、消毒等 3,800 円以内／体 ③一時保存 既存建物借上費は通常の実費、 既存建物以外は6,100 円以内／体 ※一時保存にドライアイス購入費の実費加算可 ③検案 救護班以外は慣行料金（検案は原則救護班が実施） ※死体の洗浄等処置・検案のための輸送費・賃金職員等雇上費は別途計上する	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	半壊・半焼又は床上浸水した住家であって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することができない者	148,600 円以内／世帯 対象経費：スコップその他除去のため必要な機械・器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費	災害発生の日から 10 日以内

資料編 6 - 1

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	被災者の避難に係る支援、 医療及び助産、被災者の救出、 福祉サービスの提供、 飲料水の供給、死体の搜索、 死体の処理、 救援用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	それぞれの救助の 実施が認められる 期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号か ら第11号までに規定する者	①政令第4条第1号から第4号までに規定する者 ア 日当 市の常勤の職員で、救助に関する業務に従事した者 に相当するものの給与を考慮して、その都度市長が 定める額以内の額 イ 時間外勤務手当 日当の額を基礎とし、市の常勤の職員との均衡を考 慮して算定した額以内の額 ウ 旅費 静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡 市条例第52号）に規定する相当額以内の額 ②政令第4条第5号から第11号までに規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出実績 に、手数料としてその100分の3の額を加算した額 以内の額	救助の実施が認め られる期間内

※この基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、市長は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 応急救助の実施

災害救助法を適用した場合は、市長は同法に基づく救助実施市の長として応急的に必要な救助を行う。
具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

5 費用の負担

災害救助法が適用された場合、4に掲げた各種の救助を要する費用は、同法第21条の規定に基づき、国及び本市が負担する（救助費の総額が100万円未満は市が負担し、100万円以上は下表の区分により国が負担する）。

救 助 費 総 額	国庫負担率
市普通税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
〃 2/100超～4/100以下の部分	80/100
〃 4/100超の部分	90/100

<注>災害救助法による救助の種類・程度の範囲外に係る部分は市が負担

救助事務費の限度額の基準

年間救助費 総額	3000万 円以下	3000万円超 6000万円以下	6000万円超 1億円以下	1億円超 2億円以下	2億円超 3億円以下	3億円超 5億円以下	5億円超
割合	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100

<注>年間救助費総額は、救助事務費を含まない金額。

(参考) 被害程度の認定基準表

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
	災 害 関 連 死 者	死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1か月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	全 壊 (全 焼) (全 流 失)	住家(現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。アパート、共同住宅等において、各世帯が独立して日常生活を営んでいるときは、世帯ごとの部屋をもって住家とする。)がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
	半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のも。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、大規模半壊に至らないまでも、住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のも。
	半 壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のも。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
	床 上 浸 水	全壊、全焼、流出、大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼、準半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
非 住 家		住家以外の建築物をいうものとする(原則、官公署、学校、病院、公民館、神社等は非住家)。

(注) 「棟」とは、以下のとおり

- ・一つの独立した建物
- ・2つ以上の建物が渡り廊下等で接続している場合は、2棟とする。
- ・母屋に付属する風呂、便所等は母屋に含めて1棟とする。

「戸」とは、以下のとおり

- ・住家として居住するのに必要な一群の建物単位
- ・炊事場、便所、浴場等が別である場合には、合して1戸する。

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

静岡市長